

首都圏中央連絡自動車道 五霞高架橋(下部工)工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1		図面3/303「10号線全体一般図(その1)」において、PA48橋脚施工は県道の歩道に出ると思われます。また、近接する町道8-1559号は工事用道路の使用となっています。特記仕様書P7「8-2通行止め」に記載されていませんが、歩道及び横断する町道は、PA48施工時に通行止めが可能と考えてよろしいでしょうか。	附帯工図面7/98、76/98、割掛工事図面16/25に示すとおりお考えください。
2		特記仕様書P21 22-2-1(1)種別「客土掘削 土砂A」の作業内容に示す1)仮置場における土砂の掘削、積込の仮置場とは、付帯工図面86/98,87/98仮置場平面図の残土仮置場のことでしょうか。	そのとおりです。
3		特記仕様書P22 22-2-2(1)種別に示す構造物掘削普通部、特殊部A、特殊部B1、特殊部B2の各土砂区分は、全て土砂Cでお考えでしょうか。	構造物掘削の土砂区分については、閲覧資料の橋脚数量集計表をご参照ください。
4		特記仕様書P22 22-2-2(1)種別に示す構造物掘削普通部、特殊部A、特殊部B1、特殊部B2の各2または3)掘削箇所における残土の積込、弓田ストックヤードへの運搬、敷均しにおいて、ストックヤードの敷き均し厚さは、何mで考えればよろしいでしょうか。	敷均し厚さについての指定はございませんので、貴社の施工計画に基づきお考えください。
5		特記仕様書P22 22-2-2(1)種別に示す構造物掘削普通部、特殊部A、特殊部B1、特殊部B2の3)または5)含水比調整と記載されていますが、弓田ストックヤードの受け入れ条件に合わせる調整でしょうか。条件を満たさない場合、現場内で仮置場等困難で残土置場へ仮運搬が必要と考えますが、仮運搬は変更協議事項と考えてよろしいでしょうか。	弓田ストックヤードについては、コーン指数等の受け入れ条件の指定はありませんので、仮置き支障にならない程度の含水比調整(ばっ気)のうえ施工するものとお考えください。
6		特記仕様書P30 22-9-2種別の杭残土処理工 杭残土処理に示す「仮置場への運搬、敷均しをするものとする」の仮置場とは、付帯工図面86/98、87/98仮置場平面図の残土仮置場のことでしょうか。	そのとおりです。
7		特記仕様書P30 22-9-2種別の杭残土処理工 杭残土処理に示す「仮置場への運搬、敷均しをするものとする」の仮置場とは、付帯工図面87/98、87/98仮置場平面図の残土仮置場のことでしょうか。	そのとおりです。
8		特記仕様書P33、34 22-11-2種別の調整池工 各区分内容に示す「構造物の施工部の土砂の掘削、積込み、現場内仮置場までの運搬、敷均し」の現場内仮置場とは、付帯図面87/98,87/98仮置場平面図の残土仮置場のことでしょうか。	現場内仮置場とは、付帯工図面40/98に示す現場内仮置場です。

9	特記仕様書P34 22-11-2種別 調整池工 堤体撤去・設置工の区分内容3)に示す「現場内仮置場における残土の積込、弓田ストックヤードへの運搬、敷均し」に対応する残土は、放流施設全体で発生する残土と考えればよろしいでしょうか。	現場内仮置場とは、附帯工図面40/98に示す現場内仮置場です。
10	特記仕様書P35 22-13-2撤去工 種別に示す各側溝を撤去した後の埋戻土の運搬、敷均し、転圧等の費用はどのようにお考えでしょうか。	附帯工図面72/98に示すとおり、撤去工の単価に含まれます。
11	付帯工図面7/98地盤改良平面図(その1)に示す工事用道路(別途工事)は、いつ頃から使用可能と考えればよろしいでしょうか。	本工事では使用しない工事用道路です。
12	付帯工図面9/98横断面図(その1)～34/98横断面図(その26)に敷鉄板t=25mmと記載されていますが、耐力検討で25mmになっているのでしょうか。そのため、特記仕様書P40 22-16割掛対象表の項目に示す工事の内容「基礎くいヤード整備費」に含まれる敷鉄板損料の規格がt=25mmと考えてよろしいでしょうか。	割掛対象表参考内訳書に示す内容は、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付属的な仮設物等の間接的な工事の数量内訳等であり、発注者が指定仮設物として指定したものの以外は、受注者の責任において必要なものを定め施工していただくこととなります。従いまして、本件ご質問につきましては、貴社の施工計画に基づきお考えください。
13	設計図面80/303 PA46橋脚土留め工図では、土留め工面積7.6×8.0となっておりますが、五霞10号線橋下部工数量計算書 P28構造物掘削では、土留め工面積7.5×8.0で計算しております。設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	設計図面を正として、お考えください。
14	設計図面 246/303 PA69橋脚土留め工図では、土留め工面積7.2×8.0となっておりますが、五霞13号線橋下部工数量計算書P21構造物掘削では、土留め工面積7.0×8.0で計算しております。設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	設計図面を正として、お考えください。
15	五霞13号線橋下部工数量計算書P23 11基礎杭(9)埋戻し(10)掘削残土で基礎杭本数が8本で計算されておりますが、設計図では基礎杭6本であります。設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	設計図面を正として、お考えください。
16	構造物掘削 普通部の掘削は、切土面1:0.5の掘削となっており、地下水位以下の掘削が多数あります。実績上切土面の崩壊等はないのでしょうか。また、切土面の保護等が必要な場合は設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	現場条件等により監督員が必要と認めた場合は、協議の対象になるものとお考えください。
17	特記仕様書P36 22-13-2種別 撤去工 立入防止柵は、岩槻資材置場に運搬となっておりますが、立入防止柵の再利用をお考えでしょうか。ネット部については再利用不可と考えていますがネットの扱いをご教示願います。また、支柱は基礎ブロックに固定されたものを運搬すると考えてよろしいでしょうか。	立入防止柵については、ネットを含み再利用するものとお考えください。なお、立入防止柵の支柱は基礎ブロック型になります。

18		PA79橋脚付近、民家に対して家屋調査は必要と思われるますが、家屋調査の実施等についてご教示願います。	本工事にて実施する必要はありません。
19		設計図では、町道6-04号線は、大型車両等の進入路として考えていないようですが、何か理由があるのでしょうか。ご教示願います。	町道6-04号線は、関係機関等との協議条件により、進入路として使用できません。
20		PA60-PA61橋脚間、およびPA66-PA67橋脚間に横断している用排水路があります。施工上これら用排水路を横断する必要があると思いますが、これら用排水路に対しての養生防護方法はどの様に考えておられますか。また、費用はどこに見込んでいますか。ご教示願います。	用排水路に対しての養生防護方法及び費用については含まれておりません。現場条件等により監督員が必要と認めた場合は、協議の対象になるものとお考えください。
21		PA59・PA60橋脚基礎杭施行時、杭打機はPA61橋脚側から自走と考えられます。付帯工図面7/98 地盤改良平面図(その1)、割掛工事図面16/25基礎杭ヤード整備図(その1)で、PA60橋脚からPA61橋脚側用排水路までの間、地盤改良及び敷鉄板の設置も含まれていません。自走以外の施工方法を検討されているのあればご教示願います。また、地盤改良等必要であれば設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	PA60橋脚からPA61橋脚側用排水路までの間の地盤改良及び敷鉄板の設置については、現時点において不要と考えておりますが、必要と判断した場合には別途協議事項とします。
22		付帯工図面94/98交通安全要員配置図によると、12/1号調整池坂路施工時は、機能補償道路②は通行止めとなっておりますが、坂路完了後、通行止め解除となった際、機能補償道路上に盛土されたスロープ部は未舗装のままではよいのでしょうか。ご教示願います。また、坂路全て(3ヶ所とも)勾配が10%と大きく、雨天等の通行は困難であると考えられます。坂路の舗装等についてご教示願います。	機能補償道路上に盛土されたスロープ部及び坂路の舗装については、現時点において不要と考えておりますが、必要と判断した場合には別途協議事項とします。
23		PA59橋脚土留(図138)の鋼矢板ですが、鋼矢板VL型が継ぎ矢板(L=8.0+9.0=17.0m)で計画されています。建設物価等の書籍では鋼矢板VL型のスクラップ長は9.0m以下となっており、開先加工を施す事により上記鋼矢板は全損となります。積算上はどのようにお考えかご教示願います。	鋼矢板について、リース又は全損の指定はございませんので、貴社の施工計画に基づきお考えください。